

第七十三号議案

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条の三第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十八条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

第七十 三号議案

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第六十条第二項ただし書及び第六十五条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十六条第一項第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十六条第一項中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第七十六条第二項中「第十号」を「第十二号」に、「同項第十一号」を「同項第十三号」に改め、同条第三項中「第八号から第十一号まで」を「第八号、第十号から第十三号まで」に改める。

第八十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条第一項第十号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条第一項第一号中「第二条」の下に「第一項」を、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を、「等をいう」の下に「。第二百五十条第三号及び第二百六十四条第三号において同じ」を加え、同項中第十二号を第十五号とし、第八号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

十 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第八十六条第一項中第六号を第七号とし、同項第五号中「第四号」を「第五号」に、「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第八十六条第三項中「第十一号」を「第十四号」に、「第一項第十二号」を「第一項第十五号」に改める。

第九十二条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、同条第二項第四号及び同条第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条第一項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」

に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十五条第二項中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十五条第一項第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十五条第一項中第十号を第十三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次

に次の二号を加える。

八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百二十五条第一項第五号中「第四号」を「第五号」に、「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

第二百二十五条第二項中「第九号」を「第十二号」に、「同項第十号」を「同項第十三号」に改める。

第三百十条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三百七条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**レ**」及び「**ロ**」という。）」を削り、同条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三百三十九条第二項中「第二条」の下に「第一項」を、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第四百十条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に

資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六十七条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を第四号とする。

第七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第七十六条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二百三十八条において「令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を削る。

第七十八条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第八十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十一条中「及び第四百条」を「、第四百条及び第四百条の二」に改める。

第九十一条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「は、次の各号に掲げる当該事業」を「が当該事業」に、「区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない」を「設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有しなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百六条第一項に規定する設備」を「第二百六条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット（病室に限る。）にあっては次の基準を、その他の設備にあっては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十一・三

平方メートル以上とすること。

ニ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有しなければならない。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット（病室に限る。）にあつては次の基準を、その他の設備にあつては規則で定める基準を満たさなければならない。

イ 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

ハ 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

ニ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有しなければならない。

第九十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二百四条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百十一条の次に次の一条を加える。

(口腔衛生の管理)

第二百十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十二条第二項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二百十四条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百十六条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」

に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百十七条中「及び第三百三十九条の二」を「、第三百三十九条の二及び第四百十条の二」に改める。

第二百二十八条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百三十三条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第八号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第九号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十四条中「及び第二百十一条」を「、第二百十一条及び第二百十二条」に改める。

第二百三十八条第一項中「令」を「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」に改める。

第二百三十九条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十六条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「指定介護予防福祉用具貸与事業所」を「事業所」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百四十七条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

理由の記録

第二百五十条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百五十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百五十一条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第七項において「」及び「」という。）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十六条第二項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百六十四条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

い理由の記録

第二百六十四条中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第二百六十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第二百六十五条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

附則に次の二項を加える。

14 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第三条第三項（第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十四条の九の二（第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とし、第九十条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定める

よう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に」とする。

15 令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、第五十二条の二の二（第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、第五十二条の二の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならず」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第六十五条、第七十三条、第七十六条、第八十三条、第八十六条（同条第一項第一号の改正規定を除く。）、第九十二条、第九十五条、第二百二十二条及び第二百五十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第五十四条の三第三項（新条例第六十二条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第二百二十三条、第二百四十二条（新条例第二百五十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十四条の三、第七十一条、第八十一条（新条例第九十六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七條及び第二百三十四条において準用する場合を含む。）及び第二百四十六条第三項（新条例第二百五十三條及び第二百六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間、新条例第三百三十七條第三項（新条例第五百九條、第六百六十四條の三及び第七十一条において準用する場合を含む。）及び第七十八條第三項（新条例第九十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

い」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第四百十条の二（新条例第五百九十九条、第六百六十四条の三、第七百七十一条、第八百八十一条（新条例第九十六条において準用する場合を含む。）及び第二百十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第四百十条の二中「しなければならぬ」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第二百十一条の二の規定の適用については、同条中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十六号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の改正に伴い、利用者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。